

公立社会教育施設の首長部局への移管を可能とすることにより、観光等での活用を促進

～公立博物館等について地方公共団体の選択により、教育委員会から首長部局への移管を可能とする見直し～

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース「30年」管理番号「35」で検索!

二次元コードからもアクセスできます



ポイント

博物館等の公立社会教育施設の所管を地方公共団体の判断で条例により、教育委員会から首長部局への移管を可能とすることで、当該施設の観光・地域振興やまちづくり等における機動的・一体的な活用を促進

(法律 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号)による社会教育法、図書館法、博物館法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

地域の課題

公立社会教育施設を地方創生に役立てたい

博物館等の公立社会教育施設は、観光・地域振興やまちづくりと一体となった柔軟な活用が求められていた



自治体職員

博物館をもっと様々な方法で活用したいのですが…

なん
ら
ん
と
か
の
?

地域の声

制度上の支障

所管が異なるため柔軟な活用が困難

公立社会教育施設は教育委員会の所管であり、観光等を所管する首長部局で行う事業の中で一体的に活用することが困難



所管が同じだと活用しやすいのですが…



地方

解決策

公立社会教育施設を首長部局で所管可能に

公立社会教育施設について、地方公共団体の判断で条例により、首長部局で所管することを可能とする

(その場合、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講ずることとする。)



地方公共団体の判断による移管が可能になります

住民サービスの向上

機動的で柔軟な地域づくりに貢献

- 観光・地域振興を通じた地方創生
- 首長部局のノウハウ等活用による社会教育の振興



博物館や図書館を活用して地域を盛り上げます！

